

所属コード	
職員番号	

収入印紙

割印

一般・自動車
・結婚・子育て支援
・教育・災害・医療
・介護・住宅
(該当を○で囲む。)

貸付借用証書

貸付 番号	※
----------	---

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

一般財団法人 山口県教職員互助会貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記金額を下記の条件により借用しました。

記

- 貸付けの利率は、貸付規程第9条第1項に定める利率とし、預託金利率の変動に応じて変更するものとする。ただし、租税特別措置法第93条第2項に規定する特例基準割合(以下「特例基準割合」という。)が、年2.0%未満のときは、貸付規程第9条第1項の規定にかかわらず、貸付規程附則第6項に規定する附則別表に掲げる特例基準割合に応じて定める利率とし、特例基準割合の変動に応じて変更するものとする。
- 貸付金及び利息は、貸付規程第9条及び第18条の規定により、最終回の償還額を除き、元利均等で毎月償還します。
- 借受人が会員の資格を喪失したときは、給付金から未償還元利金相当額を控除されることに異存はなく、その額を即時に償還します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、現住所のいかにかわらず貴会の所在地の裁判所をもってこの管轄とすることに異存ありません。

※ 令和 年 月 日

(※印の欄は記入しないこと。)

一般財団法人 山口県教職員互助会理事長 様

借 受 人	所 属 名			
	現 住 所	〒 (電話 — —)		
	職 名	(フリガナ) 氏 名	⑩	

【注意事項】

- ※印の欄は記入しないこと。
- 申込人は自書すること。(氏名ゴム印やコピー不可)
- 申込人の印章はスタンプ印を使用できません。また、申込書、同意書と同一の印鑑を使用すること。
- 借用証書の金額訂正はできません。
- 収入印紙は、10万円の場合は200円、20万円から50万円までは400円、60万円から100万円までは1,000円、110万円から500万円までは2,000円、510万円から800万円までは10,000円のを貼付し、割印をかけること。